有害使用済機器保管等業者の届出の手引き

川崎市環境局廃棄物指導課

令和7年 4月

目次

1	有害	使月	月済	機	器	ك 1	は	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	有害	使月	月済	機	器	保管	管	等:	業	者	0)	届	出	が	必	要	な	方	は	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	届出	手約	売き	を	す	るり	Z1	は	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
4	届出	手約	巷•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
5	変更	手約	巷•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
6	廃止	手約	苊•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
7	有害	使月]済	機	器	にも	系	る,	届	Ш	が	不	要	な	者	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
8	届出	後の)有	害	使	用剂	斉村	幾	器	保	管	等	業	者	0	責	務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
9	有害	使月	月済	機	器-	一	覧	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
[付	'録]																												
	有害	使月]済	機	器	保管	音	等	届	Ш	書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
	有害	使月	月済	機	器	保管	管	等	変	更	届	出	書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
	有害	使月	月済	機	器	保管	管	等	廃	止	届	出	書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
	有害	使月]済	機	器	保管	音	等	届	Ш	書	記	載	例	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
	川崎	市有	害	使	用	済村	幾	器	保	管	等	0)	処	理	基	準	に	係	る	行	政	指	導	指	針	•	•	•	20

はじめに

平成30年4月の改正法施行により、川崎市内において、有害使用済機器の保管または処分を業として行うためには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「法」という。)第17条の2に基づき、川崎市長へ届出を行わなければなりません。

この手引きは、有害使用済機器保管等業者の届出手続き等について説明しています。

- ※ 有害使用済機器についてより詳細に把握したい場合は、環境省のホームページに掲載されている、「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」 (https://www.env.go.jp/recycle/waste/used/guideline.pdf) も参照してください。
- 1 有害使用済機器とは・・・

有害使用済機器とは、法第17条の2の規定により、使用を終了し、収集された機器(廃棄物を除く。)のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいいます。詳細は「9 有害使用済機器一覧」を参照してください。

2 有害使用済機器保管等業者の届出が必要な方は・・・

川崎市内で、有害使用済機器の保管または処分を業として行おうとする事業者は、川崎市長へ届出を行わなければなりません。

なお、「8 有害使用済機器に係る届出が不要な者」に掲げる方については 届出は不要です。

3 届出手続きをするには・・・

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課(川崎市川崎区宮本町 1 番地、川崎市役所本庁舎 2 0 階、TEL 0 4 4 - 2 0 0 - 2 5 9 3) に、届出を行ってください。

受付時間は月曜日から金曜日の午前9時から11時までと、午後1時から3時までです。(時間厳守)

※祝日及び年末年始の閉庁期間は除きます。

4 届出手続

(1) 届出時期

新たに事業を始める方については、有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業を開始する日の10日前までに、届出を行ってください。

(2) 届出書の様式

様式第三十五号の二(P. 10)

(3) 届出書の提出

提出部数は、正本1部、副本1部(但し、副本は届出書の控え)としてください。なお、副本は正本のコピーでもかまいません。

種類	内 容
届出書	有害使用済機器保管等届出書(様式第三十五号の二)
	事業計画の概要を記載した書類 (事業の全体計画、処理の方法(保
	管・処分の別)、取扱品目(品目毎の受入予定量、予定受入先事業者、
	保管場所、処理方法、予定持出先))
	事業場の平面図及び付近の見取図
	(事業の用に供する施設を設置する場合) 当該施設の処理方式、構
添	造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、
们公	構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
付	届出をしようとする者が上記事業場又は上記施設の所有権を有す
	ること(所有権を有しない場合には、当該場所又は施設を使用する
書	権限を有すること)を証する書類
類	(処分又は再生を業として行う場合)処分又は再生に伴って生じた
	廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類
	(個人の場合)住民票の写し ※
	(法人の場合) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 ※
	(未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合)法定代理人
	の住民票の写し ※

※ 住民票の写し及び登記事項証明書は、**発行後3か月以内のもの**を提出してください。

5 変更手続

届出事項の内容の変更をしようとする場合には、変更届出を行ってください。

(1) 届出時期

変更する日の10日前までに、川崎市に届出を行ってください。 なお、住民票や法人の登記事項証明書の添付が必要な変更については、これらの書類の変更後速やかに届出を行う必要があります。

(2) 変更届出書の様式 様式第三十五号の三 (P. 12)

(3) 変更届出書の提出

提出部数は、正本1部、副本1部(但し、副本は届出書の控え)としてください。なお、副本は正本のコピーでもかまいません。

種類	内 容
届出書	有害使用済機器保管等変更届出書 (様式第三十五号の三)
	事業計画の概要を記載した書類 (事業の全体計画、処理の方法(保
	管・処分の別)、取扱品目(品目毎の受入予定量、予定受入先事業者、
	保管場所、処理方法、予定持出先))
	事業場の平面図及び付近の見取図
	(事業の用に供する施設を設置する場合) 当該施設の処理方式、構
VI.	造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、
添	構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
付	届出をしようとする者が上記事業場又は上記施設の所有権を有す
⇒ .	ること(所有権を有しない場合には、当該場所又は施設を使用する
書	権限を有すること)を証する書類
類	(処分又は再生を業として行う場合) 処分又は再生に伴って生じた
	廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類
	(個人の場合) 住民票の写し ※
	(法人の場合) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 ※
	(未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合) 法定代理人
	の住民票の写し ※

- ※ 変更がある添付書類のみを添付してください。
- ※ 住民票の写し及び登記事項証明書は、**発行後3か月以内のもの**を提出して ください。

6 廃止手続

有害使用済機器の保管又は処分の事業の一部又は全部を廃止した場合に、廃 止届出を行ってください。

(1) 届出時期

有害使用済機器の保管又は処分の事業の一部又は全部を廃止した場合に は、廃止後10日以内に、川崎市に届出を行ってください。

(2) 廃止届出書の様式

様式第三十五号の四(P. 13)

(3) 廃止届出書の提出

提出部数は、正本1部、副本1部(但し、副本は届出書の控え)としてください。なお、副本は正本のコピーでもかまいません。

7 有害使用済機器に係る届出が不要な者

法令に基づき環境保全上の措置が講じられ、環境汚染のおそれがないと考えられる、下の表に掲げる有害使用済機器の対象品目の廃棄物の処理(保管、処分又は再生を業として行おうとするときは、それぞれ保管、処分又は再生)に係る許可等(許可、認定、委託又は指定をいう。以下同じ。)を受けた者が、当該許可等に係る事業場で保管等(当該保管と併せて行う処分又は再生を含む。以下同じ。)を行う場合に限ります。 なお、当該許可等を受けている期間内に行われる保管等についてのみ届出不要となります。

(1) 次に掲げる当該廃棄物の許可等を受けている者

条文	内容
法第七条第一項の許可	一般廃棄物収集運搬業の許可
法第七条第六項の許可	一般廃棄物処分業の許可
法第九条の八第一項の認定	一般廃棄物再生利用の認定
法第九条の九第一項の認定	一般廃棄物広域的処理の認定
法第十四条第一項の許可	産業廃棄物収集運搬業の許可
法第十四条第六項の許可	産業廃棄物処分業の許可
法第十五条の四の二第一項の認定	産業廃棄物再生利用の認定
法第十五条の四の三第一項の認定	産業廃棄物広域的処理の認定
法施行規則第二条第一号の委託	一般廃棄物の収集運搬の委託
法施行規則第二条第二号の指定	一般廃棄物の収集運搬の指定
法施行規則第二条第四号の指定	広域収集運搬一般廃棄物の収集運搬の指定

法施行規則第二条の三第一号の委託	一般廃棄物の処分の委託
法施行規則第二条の三第二号の指定	一般廃棄物の処分の指定
法施行規則第二条の三第四号の指定	広域処分一般廃棄物の処分の指定
法施行規則第九条第二号の指定	産業廃棄物の収集運搬の再生輸送業者の指定
法施行規則第九条第四号の指定	広域処分産業廃棄物の収集運搬の指定
法施行規則第十条の三第二号の指定	産業廃棄物の収集運搬の再生活用業者の指定
法施行規則第十条の三第四号の指定	広域処分産業廃棄物の処分の指定
特定家庭用機器再商品化法第二十三 条第一項の認定 特定家庭用機器再商品化法第二十三	特定家庭用機器廃棄物の再商品化等をしよう とする製造業者等の認定 (認定申請に記載された委託先を含む。)
条第一項の認定を受けている者からの 委託(当該認定に係る再商品化及び熱回 収に必要な行為として行われる場合に 限る。)	
特定家庭用機器再商品化法第三十二 条第一項の指定	再商品化等業務を行う者(指定法人)の指定
特定家庭用機器再商品化法第三十二 条第一項の指定を受けている者からの 委託(当該指定に係る再商品化及び熱回 収に必要な行為として行われる場合に 限る。)	
使用済小型電子機器等の再資源化の 促進に関する法律第十条第三項の認定	再資源化事業を行おうとする者の認定 (認定を受けた再資源化事業計画に記載された 委託先を含む。)
使用済小型電子機器等の再資源化の 促進に関する法律第十条第三項の認定 を受けている者からの委託(当該認定に 係る同法第十一条第四項第一号の認定 計画に従って行われる場合に限る。)	

- (2) 市町村
- (3) 都道府県
- (4) 国
- (5) 有害使用済機器の保管の用に供する事業場(二以上の事業場を有する者にあっては、各事業場)の敷地面積が百平方メートルを超えないものを設置する場合
- (6) 有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行 う場合であって、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一 時的に行うとき

- 8 届出後の有害使用済機器保管等業者の責務
 - (1) 保管基準(処分(再生)に伴う保管を含む。)

保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行ってください。

- ① 保管場所の周囲に囲いの設置
- ② 外部から見やすい箇所に掲示板の設置
- ③ 囲いを利用して保管する場合には、構造耐力上安全な囲いを設置
- ④ 屋外で容器を使用せずに保管する場合には、環境省令で定める高さを 超えないように積み上げる。
- ⑤ 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、保管場所の底面を不 浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水 溝その他の設備を設けること。
- ⑥ 保管場所において騒音又は振動が発生する場合には、生活環境の保全 上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ⑦ 保管場所における火災の発生又は延焼を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。
- 有害使用済機器は、その他の物と混合するおそれのないように区分して保管すること。
- ・ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合には、これらを適正に回収し処理すること。
- ・ 有害使用済機器の保管の一つの集積単位の面積は、200m²以下とすること。
- ・ その他の物と混合防止用に仕切りが設けられていない場合には、保管 の単位の間に 2m 以上の水平距離を確保すること。
- その他必要な措置をおこなうこと。
- ⑧ 保管場所にねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(2) 処分(再生) 基準

処分 (焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を除く。) 又は再生は、 次に掲げる方法により行ってください。

- ① 処分(再生)の場所から処分(再生)に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように、次に掲げる措置を講ずること。
- ・ 有害使用済機器の処分(再生)に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、処分(再生)の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。
- ・ 保管を業として行おうとする有害使用済機器の品目に応じ、保管の場

所から有害使用済機器又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

- ② 処分(再生)に伴う騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③ 処分(再生)の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、次に 掲げる措置を講ずること。
- 有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と 区分して処分(再生)すること。
- ・ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合には、これらの適正な回収と処理
- ・ その他必要な措置
- 例:破砕等の処理工程に適さない物が含まれていないか、連続的に監視で きるように、カメラの設置、目視での確認等の措置
- ④ ①から③に掲げるもののほか、「9 有害使用済機器一覧」の NO. 一~四までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。
- ⑤ 有害使用済機器は、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を行わないこと。

(3)帳簿の作成と保存

① 帳簿の作成

有害使用済機器保管等業者は、法施行規則第13条の12の規定に基づき、 帳簿を備え、有害使用済機器の保管、処分(再生)について、次の表に沿った帳簿を作成することが義務付けられています。

また、帳簿は事業場ごとに備え、毎月末までに、前月分の記載を終了していなければなりません。

(いなり) ないななりません。	
保管	処分又は再生
一 受入れ年月日	一 処分又は再生年月日
二 受け入れた場合には、受入先ご との受入量及び受け入れた有害 使用済機器の品目	二 処分又は再生した場合には、処 分方法ごとの処分量又は再生方 法ごとの再生量及び処分又は再 生した有害使用済機器の品目
三 搬出した場合には、搬出年月日、 搬出先ごとの搬出量と品目	三 処分又は再生に伴って生じた廃棄物、再生品及びその他の物の持出年月日、当物の搬出先ごとの持出量並びに処分又は再生した有害使用済機器の品目

② 帳簿の保存

有害使用済機器保管等業者が作成した帳簿は、次に掲げるところにより保存しなければなりません。

- 一 1年ごとに閉鎖すること。
- 二 閉鎖後5年間、事業場ごとに保存すること。

9 有害使用済機器一覧

_	ユニット形エアコンディショナー(ウィンド形エアコンディショナー又
	は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコ
	ンディショナーに限る。)
=	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
Ξ	電気洗濯機及び衣類乾燥機
四	テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
1	プラズマ式のもの及び液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を
	使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計した
	ものを除く。)
П	ブラウン管式のもの
五	電動ミシン
六	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
t	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
八	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
九	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
+	フィルムカメラ
+-	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
+=	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(第二号に掲げ
	るものを除く。)
十三	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(第一号に掲げるもの
	を除く。)
十四	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具
	(第三号に掲げるものを除く。)
十五	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
十六	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
十七	電気マッサージ器
十八	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
十九	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
二十	蛍光灯器具その他の電気照明器具

=+-	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
=+=	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
二十三	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機(第四号に掲げるものを除く。)
二十四	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーそ
	の他の映像用電気機械器具
二十五	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械
	器具
二十六	パーソナルコンピュータ
二十七	プリンターその他の印刷用電気機械器具
二十八	ディスプレイその他の表示用電気機械器具
二十九	電子書籍端末
三十	電子時計及び電気時計
三十一	電子楽器及び電気楽器
三十二	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

有害使用済機器保管等届出書

年 月 日

都道府県知事 殿 (市長)

届出者

住 所

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	有害使用済機器の品目	:					
事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)							
	処理の区分	保管のみ ・ 保管及び	処分(再生を含む)				
	事務所	電話番号					
事務所及び事業場の所在地等	事業場	事業場 電話番号 面 積					
保管を行うすべての場所の所在地 及び面積並びに当該場所ごとにそ れぞれ保管を行う有害使用済機器 の品目、保管量及び積み上げるこ とができる高さ(それぞれにつ いて第13条の6の規定による高 さのうち最高のものを含む。)							
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ご とにそれぞれ処分又は再生を行 う有害使用済機器の品目							
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び 処理能力							
※事務処理欄							

(第2面)

届	出者	(個)	人で	ある	場合)				
	(ふ 氏	り:	が :	な) 名	生	年	月	日	住	所
		(法)	人で	ある	場合))				
			(ふ 名	り	が	な) 称			住	所
7/1.		 пп г	/ I	111 14	2874	4-4-1 A	7 kk -	T- Kh		

法定代理人(届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	住	所

備考

- 1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。
- 2 ※欄は記入しないこと。
- 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

₹式第三十五号の三(第⁻ 	十二条の四関	馀 <i>)</i> 				
	有智	F使用済機器保管等変更	届出書			
				年	月	目
都道府県知事 原(市長)	叽 汉					
		届出者 住 所				
		氏 名 (法人にあって 電話番号	[は、名称及び代	表者の」	氏名)	
		行った有害使用済機器保 関する法律第17条の2第				
		新		旧		
変更する事項の内容(規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。)						
変更する事項の内容(規	見則第13条の	3第1項第8号に掲げる	事項)			
(ふりがな) 氏 名 生	手 月 日	住		所		
変更の理由	1					

備

変更予定年月日

- 1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」 と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

		有害使用洛林	幾器保管等廃止届	出書			
		11 11 12/1917	жиги <u>н ч</u>	H			
					年	月	日
都道府県知	事 殿						
		,	届出者 住 所				
			氏 名 (法人にあって <i>i</i> 電話番号	は、名称及び代え	長者の氏	(名)	
			害使用済機器保管 律施行令第16条の				
廃止した事業の範囲							
廃止の理由							
廃止の年月日							
	記載事項のすべ	てを記載する	提出すること。 ことができないと 面を添付すること		別紙の	とおり.	I

記載例

様式第三十五号の二(第十三条の三関係)

(第1面)

有害使用済機器保管等届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

川崎市長殿

届出者

住 所 〒○○○-○○○
 川崎市○○区○○町○丁目○○番○○号
氏 名 川崎株式会社 代表取締役○○○○ 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 044-○○○-○○○○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

3. 7 0	
事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)	有害使用済機器の品目: 電動ミシン、電気グラインダー、電気ドリル、電子式卓上計算機 ヘルスメーター・・・・・ 処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分(再生を含む)
事務所及び事業場の所在地等	事務所 川崎市 0 4 4 - 0 0 - 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
保管を行うすべての場所の所在地 及び面積並びに当該場所ごとにそ れぞれ保管を行う有害使用済機器 の品目、保管量及び積み上げるこ とができる高さ(それぞれにつ いて第13条の6の規定による高 さのうち最高のものを含む。)	 (1)川崎市○○区○○町○丁目○○番○○号面積:○○○m²品目:電動ミシン、電気グラインダー、電気ドリル保管量:○○m³高さ:○m (2)川崎市○○区○○町○丁目○○番○○号面積:○○○m²品目:電子式卓上計算機、ヘルスメーター保管量:○○m³高さ:○m
処分又は再生を行うすべての事 業場の所在地及び当該事業場ご とにそれぞれ処分又は再生を行 う有害使用済機器の品目	川崎市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号 品目:電動ミシン、電気グラインダー、電気ドリル
事業の用に供する施設の種類、数 量、設置場所、設置年月日及び 処理能力	破砕機 1台 川崎市○○区○○町○丁目○○番○○号 ○○年○○月○○日設置 処理能力:○○ t /日
※事務処理欄	

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 生年月	住 住	所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住	所
^{かわさき} 川崎 株式会社	川崎市〇〇区〇〇町〇丁	目〇〇番〇〇号

法定代理人(届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住所

備考

- 1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。
- 2 ※欄は記入しないこと。
- 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

1 事業計画の概要

(1) 事業の全体計画

有害使用済機器の保管を含む再生資源業(スクラップ業)を主体に事業を営んでいます。

(2) 取扱う有害使用済機器の品目、受入予定量等

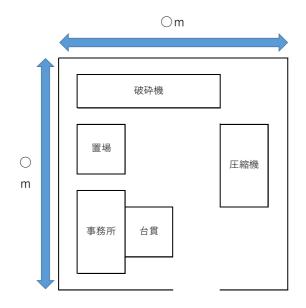
	取り扱う有害使用済 機器の品目	受入 予定量 (t /月)	予定受入先事業者	保管場所	処理 方法
1	パーソナル	〇 t / 月	○○(株)	□□㈱○○事業所	保管
	コンピュータ		川崎市○○区△△□─□	川崎市□○区△△□─□	
2	デジタル	○ t / 月	○○(株)	□□㈱○○事業所	処分
	カメラ		川崎市○○区△△□─□	川崎市□○区△△□─□	

(3) 取扱う有害使用済機器の予定持出先

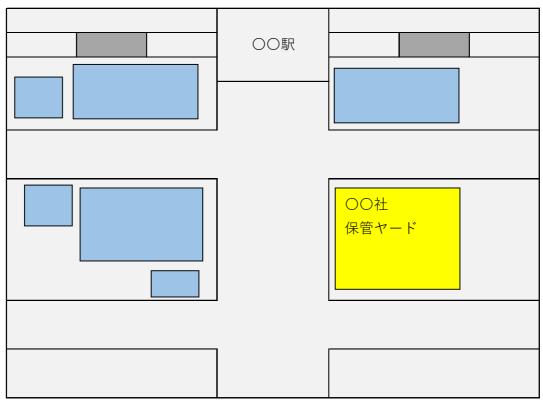
	取り扱う有害使用済 機器の品目	予定持出先
1	パーソナル	△△㈱
	コンピュータ	川崎市○○区△△□─□
2	デジタル	△△(株)
	カメラ	川崎市○○区△△□─□

2 事業場の平面図及び付近の見取図

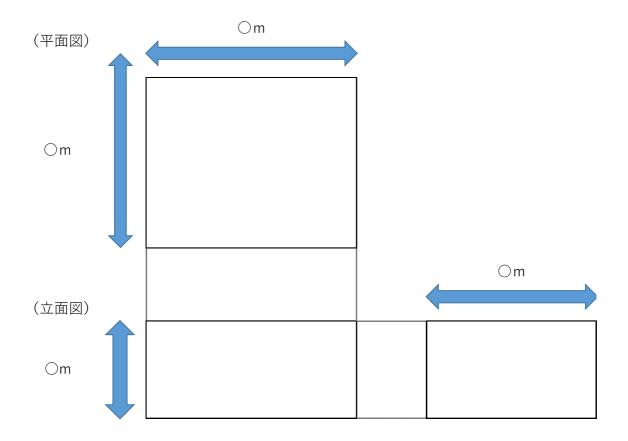
(1) 事業場平面図



(2) 付近見取図



3 保管施設



4 施設の処理方式

		数量	処理方法	処理能力 (t / h)	有害使用済機器の品目	設置年月日
1	破砕機 型式:	1	破砕	4 0	電気掃除機、扇風機等 施行令第 16 条の2第5 ~32号の機器	○年○月○日
2	ベルトコンベア	1	_			

※ 他にも施設の構造図、設計計算書等が必要であるためマニュアルから抜粋するなどして添付すること。

川崎市有害使用済機器保管等の処理基準に係る行政指導指針

(目的)

第1条 この指針は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)ほか関係法令及び環境省作成「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」等に基づき、有害使用済機器保管等業者に対して、必要な行政指導を行うことにより、有害使用済機器の適正な処理を促進し、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。なお、この指針は、川崎市行政手続条例(平成7年条例第37号)第34条の趣旨に基づく行政指導指針である。

(用語の定義)

- 第2条 この指針における用語の定義は、法の例によるほか、次の各号に定めるところによる。
 - (1) ガイドライン 環境省作成の事業者向け「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」をいう。
- (2) ガイドライン等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則ほか関係法令及びガイドラインのことをいう。
- (3) 雑品スクラップ 鉄、非鉄金属・プラスチック等を含む雑多な「未解体」「未選別」 のスクラップであり、解体業者・工場や一般家庭・事業所等から使用済となって排出さ れたものをいう。
- (4)機器機械や器械、器具の総称をいう。
- (5) 部品 機器を解体して取り出されたもので、機器の一部を構成している品をいう。
- (6) 原材料 機器や部品の資材となる素材や原料をいう。
- (7) 保管 使用済機器等の一連の処理の過程において、次の処理過程に移るまでの間、保 管・保存・管理すること。
- (8) 再生 使用済機器等を再び製品の原材料等とするため必要な操作をすることをいう。
- (9) 処分 使用済機器等を物理的、化学的又は生物学的な手段によって手段によって形態、 外観、内容等について変化させること。
- (10) 分別 処理を適正に行う等のため、機器を区分すること。
- (11)解体 保管又は処分の一環として行われるドライバーや工具を用い人力で行われる 手解体と、処分として位置付けられる施設を用いる解体をいう。

(保管場所の要件)

- 第3条 保管場所についてはガイドライン等によるほか、次のとおりとする。
 - (1) 事業者は、ヤード内において有害使用済機器を適正に保管するために囲いを設け、保管場所を明確化すること。
- (2) 事業者は、有害使用済機器の取扱いについて関係者以外にもわかるよう、ヤードの入り口等の見やすい場所に掲示板を設けること。設置する掲示板の寸法は縦60~c~m×横6~0~c~m以上とすること。
- (3) 有害使用済機器の保管場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(保管高さの要件)

第4条 有害使用済機器の保管の高さについては、ガイドライン等の基準によること。

(土壌・地下水汚染防止)

- 第5条 有害使用済機器の保管に際し、発生しうる汚水や土壌・地下水汚染防止のために講ずるべき措置についてはガイドライン等によるほか、次のとおりとする。
 - (1)保管に際し容器を用いる場合、液体が漏洩しない容器を用いて保管を行うこと。また、 容器を破損させないように、容器の耐久性を無視した積み上げをしないようにすること。 また、取扱いに当たっては容器を破損させないよう留意すること。
 - (2) 保管に際し容器を用いない場合は、床面を不浸透性の床とし、ヤードの雨水・汚水を 有効に集水できるように床面の勾配の設定や側溝を設けるなどの措置を講ずること。床 面へのコンクリート敷設等を講ずる場合は、雨水・汚水が土壌に浸透しないよう隙間を 生じないようにすること。また、有害使用済機器を含む雑品スクラップの底面や、重機・ 車両等の荷重がかかる箇所は、破損を防ぐため、鉄板等を敷設する等の措置をすること。
 - (3)油を含む汚水が発生する場合は、保管ヤード外への流出防止及び保管ヤードの雨水の速やかな排水のため、保管場所のコンクリート敷設とともに、周辺に排水溝を設置し、併せて雨水・汚水を集水する箇所に油水分離槽等を設置すること。排水溝の設置に際しては、保管場所に敷設されたコンクリートや鉄板上を流れる雨水・汚水が周辺環境へ流出しないように、保管場所の周りに排水溝を設置し、雨水・汚水が排水溝に集水されるよう、排水勾配を確保すること。

また、油水分離槽を利用する場合は、流入する汚水を処理することができるよう十分な容量を確保すること。

(4) 建屋などの屋根付きの施設や屋内で保管する場合においても、有害使用済機器に含まれる有害物質等が流出しないよう措置を講ずること。

(有害使用済機器等の飛散・流出防止)

- 第6条 有害使用済機器等の保管及び処分に際し、発生しうる飛散・流出防止のために講ず るべき措置についてはガイドライン等によるほか、次のとおりとする。
 - (1) できる限りカゴやフレキシブルコンテナ等の容器による保管をすること。
 - (2)屋外で容器を用いないで保管する場合など、風等により有害使用済機器及びその一部 が飛散・流出するおそれがある場合は、フェンスを設けるなど必要な措置を講ずること。
 - (3) ヤード内での重機等の稼働、運搬等の作業に際しても飛散・流出しないようにすること。

(騒音・振動等の防止)

- 第7条 有害使用済機器の保管及び処分に際し、発生しうる騒音・振動等の防止のために講ずるべき措置についてはガイドライン等や川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例によるほか、次のとおりとする。
 - (1) 周辺に住居等がある場合には、有害使用済機器の保管等の事業の実施に当たって、車両や重機の稼働等の騒音や振動により、生活環境に影響を及ぼすことのないようにすること。学校や病院など静穏な環境が必要とされる施設が周辺に立地している場合には、特に留意すること。また、夜間は、周辺の環境音等が小さくなるため、相対的に事業による騒音・振動の影響が大きくなることのないように留意すること。

(2) 騒音・振動の対策として、「極力低騒音型の小型の車両、重機を用いる」、「夜間営業を行わない」等により周辺住民の生活環境に支障が生じないような措置を講ずること。

(火災及び延焼の防止)

- 第8条 有害使用済機器の保管及び処分に際し、火災及び延焼の防止のために講ずるべき措置についてはガイドライン等によるほか、次のとおりとする。
 - (1) 火災防止、延焼防止の管理を容易にする観点から、混合状態で搬入された場合は、展開検査を行う等により適正に分別すること。そのため運搬時においても、有害使用済機器とその他のものが分別可能な状態で積載し、搬送すること。
 - (2) 有害使用済機器は、廃棄物や金属スクラップ等その他の廃棄物に該当しない資源物と 分別して保管すること。
 - (3) 火災の原因となる油、電池・バッテリー、ガスボンベ、トナーカートリッジ等の扱いについては、分別した上で保管すること。
 - (4) 消火活動の円滑化の観点から、できる限り各ヤード内に消火器等を設置すること。

(有害使用済機器の処分)

- 第9条 有害使用済機器の処分に際し講ずるべき措置については本指針第6条から第8条及 びガイドライン等によるほか、次のとおりとする。
 - (1) 処分を行う場合は次の措置等を講じることで、有害使用済機器及びその一部の飛散及 び流出防止、騒音、振動、悪臭等の防止、周辺の生活環境保全上支障がないようにする こと。住宅地などの周辺に立地している場合には特に留意すること。
 - ア 飛散防止の観点から建屋内での処理を行うこと。
 - イ 油や液体を含む機器を処理する場合はあらかじめ油や液体を除去する、又は処分を 行う場所の不浸透対策等の措置を講ずること。
 - ウ 騒音・振動対策の観点からは住居から可能な限り隔離、防音効果の高い壁を設置する、建屋内に設置する、設置面に振動防止装置を設ける等の措置を講ずること。
 - エ 夜間の操業を慎む等、処分を行う時間等にも留意すること。
 - (2) リチウムイオン電池など破砕や圧縮等により発火するおそれがあるものや、発火した際に延焼する恐れの高い油等が含まれているため処理に適さないもの、蛍光管・電池等、処分により有害物質の飛散・流出の恐れがあるものを除去できるような措置を講ずること。有害使用済機器の中に処理工程に適さないものが含まれていないか連続的に監視できるようカメラを設置する、又は目視で確認する等の必要な措置を講ずること。
 - (3) 破砕に伴う高熱化による火災・爆発、破砕後の高熱状態の機器からの火災等の対策のため、初期対応として消火器を備えつける、事前に発火性・引火性の高い部品(電池、バッテリー等)を除去する、散水等を行う、防爆装置を導入する等、これらに応じた措置を講ずること。
 - (4) 破砕後高温状態となった破砕物は選別保管をする等、火災が起こらないように注意すること。破砕により発生した金属の欠片や金属粉が雨水や湿気と反応し、発熱及び水素等の可燃性気体の発生・着火による火災が起こらないように注意すること。特にコンテナ等の密閉空間では火災の危険性が高まるため、破砕機の清掃や大量保管をしない等の措置をとること。

(有害性・発火性が高い物質を含む機器)

- 第10条 有害性・発火性が高い物質を含む機器に関して講ずるべき措置についてはガイドライン等によるほか、次のとおりとする。
 - (1) エアコン、冷蔵庫・冷凍庫や一部洗濯機に含まれる冷媒及び断熱材には、フロン類が含まれているため、適切に回収・破壊すること。
 - (2) エアコンや冷蔵庫・冷凍庫及びその他小型電子機器等に含まれるコンプレッサー・モーターには、油が含まれているため、油の飛散・流出防止措置の観点から選別保管をすること。
 - (3) ブラウン管テレビ、プラズマテレビ及び製造年が古い機器のプリント基板には鉛が含まれているため、鉛の飛散・流出を防止するため、適正に解体・分離・処分すること。
 - (4) 液晶テレビやノートパソコン、パソコンモニター等に含まれる蛍光管には、水銀が含まれているため、破損等を防ぐよう専用容器に保管する等取扱いに留意すること。
 - (5) 液晶テレビやノートパソコン、パソコンモニター、ポータブル DVD プレイヤー、ポータブルゲーム機に含まれる液晶パネルに、ヒ素やアンチモンが含まれているものは、 適正に解体・分離・処分すること。
 - (6) ノートパソコンやデジタルカメラ、ポータブル DVD プレイヤー、ポータブルゲーム 機に含まれるリチウムイオン電池等には、発火性液体が含まれているため、腐食による 液漏れ防止のため、容器で保管する等の取扱いに留意すること。
 - (7) プリンターに含まれるトナー類には、粉じんが含まれているため、何らかの発火源により粉じん爆発を起こすことがないように機器から取り出して分別保管を行うこと。また、カートリッジからの粉じんの飛散を防ぐ措置を行うこと。
 - (8) その他小型電子機器等に含まれる電池類には、鉛、カドミウム、水銀、酸、発火性液体が含まれているため、腐食による液漏れを防ぐよう、容器で保管する等取扱いに留意すること。

(帳簿)

第11条 有害使用済機器保管等業者の備えるべき帳簿の取扱いについては、ガイドライン 等によること。

(届出事項)

第12条 有害使用済機器保管等に関する届出手続についてはガイドライン等によること。 また、事業場に関しては、敷地が道路等で分割している場合についても、一つの事務所 で2カ所のヤードの管理を行っている場合など一体的な管理がなされている場合は、一 つの事業場とみなす。

(部品、原材料の取扱い)

- 第13条 部品、原材料についてはガイドライン等によるほか、できる限り次のとおりとすること。
 - (1) 有害使用済機器には該当しない、有害使用済機器を解体し取り出された部品について も、種別毎の分別保管、油等が漏れ出さない容器を用いた保管、風雨にさらされないよ う屋内での保管など、生活環境上の支障が生じないような取扱いをすること。
 - (2) 有害使用済機器に該当しない、有害使用済機器を処理された原材料についても、処理 過程においては環境保全の観点からも、分別保管や容器を用いた保管などの取扱いをす

る等、保管及び処分の基準を遵守すること。

(3) 原材料や部品等の保管場所についても有害使用済機器同様に明確にすること。

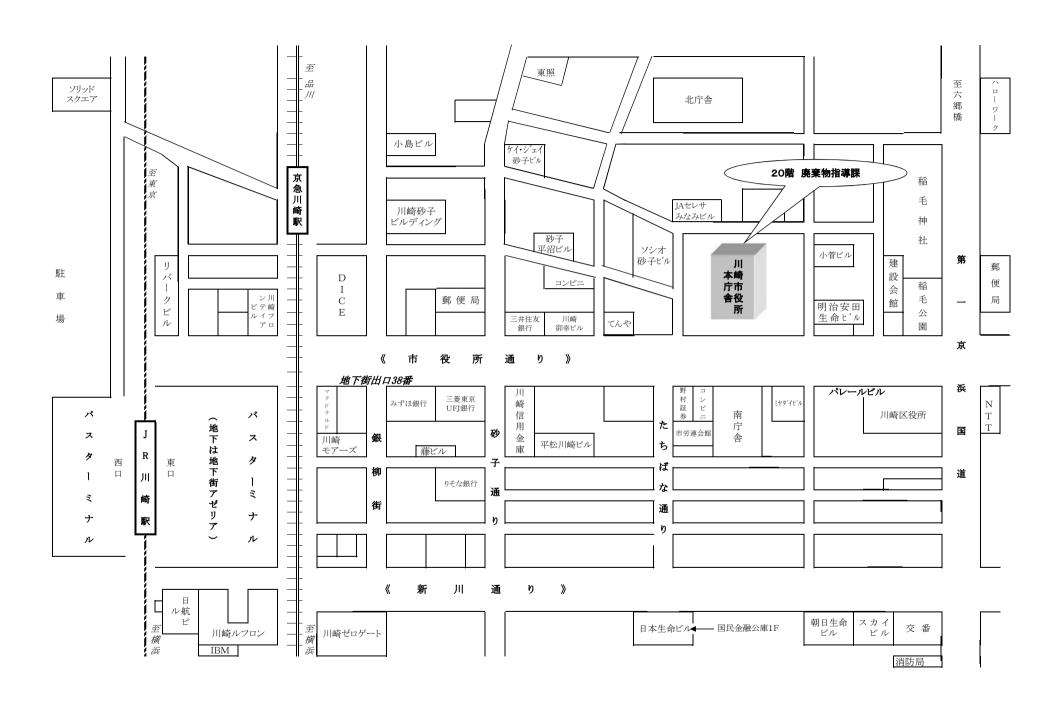
(有害使用済機器指定対象外の機器等の取扱い)

- 第14条 有害物質を含む機器や発火性・引火性を有する物質を含む指定対象外機器についてはガイドライン等によるほか、できる限り次のとおりとすること。
 - (1) 給湯器は鉛が含まれており、土壌・地下水汚染防止の観点から、不浸透性の床、油水分離槽等の設置などの措置を講ずること。また、内部に可燃性の気体が含まれている可能性があり、火災防止の観点から分別保管すること。
 - (2)配電盤は鉛が含まれており、土壌・地下水汚染防止の観点から、不浸透性の床、油水分離槽等の設置などの措置を講ずること。
 - (3)無停電電源装置 (UPS) は鉛や酸が含まれる鉛バッテリーを内蔵しているため、腐食による液漏れ防止のため、容器で保管する等取扱いに留意すること。
 - (4) 産業系・工業系機器等は油や鉛が含まれるため、土壌・地下水汚染防止の観点から、不 浸透性の床、油水分離槽等の設置などの措置を講ずること。また、内部に残る可燃性液 体への引火による火災の発生のおそれがあることから、機器からの取り出しや分別保管 を行うこと。
 - (5) 農機具、オートバイ等は油や油脂類が含まれるため、土壌・地下水汚染防止の観点から、不浸透性の床、油水分離槽等の設置などの措置を講ずること。また、布類等に染みこんだ油脂が酸化発熱し蓄熱による発火が想定されるため、火災防止の観点から機器からの取り出しや分別保管を行うこと。
 - (6)金属スクラップ等の保管に当たっても、飛散・流出の可能性があり、また、火災発生源の可能性がある物品の混入の可能性があることから、有害使用済機器と同様の最大高さ以下とすることや保管単位を200㎡以下とし、バッテリー等の回収、適正処理など、有害使用済機器と同等の管理を行うこと。

附則

(施行期日)

第1条 この指針は、平成31年3月15日から施行する。



<u>廃棄物指導課案内図</u>

令和7年4月

有害使用済機器保管等業者の届出の手引き

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2593

FAX 0 4 4 - 2 0 0 - 3 9 2 3

http://www.city.kawasaki.jp/